

海外文献紹介

ドイツ家族白書

(西ドイツ)

1965年の議会で、ドイツ政府は、家族の状況を定期的に報告していくことを約束したが、この度その第1回の報告書が発表された。報告書は二つの部分からなり、第1部は家族の構造を、第2部はその経済的生活条件を述べている。

1. 家族の人口分布的・社会文化的構造と傾向

(1) 青少年人口と老人人口の割合

平均寿命が伸び、出生率が減ることにより、過去100年間に青少年人口と老人人口の比率は大きくかわった。1871年には、15歳以

下の児童の全体の人口に対して占める比率は34%で、65歳以上のものが5%であったものが、1967年には15歳以下が23%，65歳以上が12%となった。15歳以下の児童の人口比率のいちじるしい減少は、就労可能な年齢人口の比率の増加を意味している。

(2) 配偶者の選択と結婚準備

家庭を築くうえで、配偶者の選択と結婚準備は重要な意味をもつが、これらにかんするドイツ連邦国内での状態を、一義的に表現することは現段階では不可能である。ただ伝統的規範が崩れ、個人的な新しい形態がそれのかわって模索されているということだけがい



えるであろう。配偶者の選択や、結婚が個人的になればなるほど現代社会に合った専門的知識にもとづく性教育も必要となる。この性教育は単に性の啓蒙だけにとどまらずに性にかんする価値観や両性間の礼儀等をも含むものでなければならない。1964年の「結婚と親性についての調査」では青年の14%がなんらかの形のこうした結婚準備講座を聴講していることが明らかになった。

(3) 結婚年齢

結婚年齢は年々早くなる傾向にある。1950年と1965年を比較すると、25歳以下の結婚は男子が18%，女子が26%増加している。その原因としては、経済的に早く自立できるようになったことと、性的早熟と考えられる。しかし社会階層により結婚年齢には大きい差がある。また未成年者の結婚もますます増えている。未成年者同志の結婚は、1950年は3,654件であったものが、1965年には1万6,985件に増加している。これらの早期結婚の場合は多くが当事者の完全に自由な決定によるよりも、むしろ子どもができたため、仕方のないものである。また、早期結婚の場合

の離婚率は、そうでない場合よりも目立って高くなっている。

(4) 家族構成

経済の工業化にともない、家族構成は、多世代混合家族が減少し、子どもの数の減少による家族の人数の縮小が目立つ特徴となっている。この傾向は、各社会階層の中ではとくに農家にはっきりあらわれている。1900年に5人以上の家族をもつ家庭は45%であったが、1966年にはに12%に減っている。また1961年現在、いわゆる核家族といわれるものが700万世帯あり、その50%が子どもが1人であり31.5%が2子をもつ家庭である。

(5) 人口状態

ますます活発になる産児制限の実施にもかかわらず、出生率が少しづつ伸びているために人口状態は全体的にそれほど脅かされてはない。1950年代までは出生率の伸びは結婚数の増加との関連で考えられたが、1958年から1964年まではむしろ結婚年齢の早期化に伴う出産率の増加によって説明される。子どもの数を決定するのは、ドイツでは家庭の経済的資力と、子どもに対する関係を親がどのよ

うに考えるかということと、さらに母親がその負担を引きうけるかどうかということによっている。子どもの数を何人にするのが理想かということについては、子どものない家庭、1子の家庭は好まれずに、むしろ2子、3子をもって理想的子ど�数と考えられている。

(6) 子どもの数

1964年一世帯の平均子ど�数は2.31人であり、1子の家庭が21.1%，2子の家庭が35.4%，3子以上が35.7%，子どものない家庭が8%となっている。人口政策上3人以上の子どもをもつ家庭が現状より減っていくことが重要である。

(7) 階層別にみた子どもの数

一世帯の平均子ど�数を階層別に見ていくと、自営農家、農業従事者、その他の労働者、自由業、公務員、サラリーマンの順で小さくなっている。子どもの数と家計状態との関係は都市ではありません密接でない。特殊な問題家族を除いて貧乏人の子だくさんの現象は一般的に減少しつつある。むしろ経済的なゆとりさえあれば子どもを持ちたいという希望

が強くなっている。住宅事情による子どもの数の大都市と小都市および農村間の格差は大きい。

(8) 家族と老人関係

老人人口の増加に伴ない老人の外的、内的孤独が問題となる。理想的なのは老人と若い家族が同一世帯に住むことではなくて、むしろ定期的に接触をはかれる距離に住んで「外的距離を保ち、内的距離をつくらない」ということであろう。

(9) 家庭内の権威関係

前掲の「結婚と親性に関する調査」によれば、家庭内における平等とパートナーシップの意識はかなり高まっている。つまり「理想的結婚では男性と女性は同じ権利をもって、すべてを決定する」ということに同意するもの67%で、同じ権利を子どもにまでも認めたものが7%を占めていた。「配偶者の収入は共同で管理する」を支持するもの45%，子どもの教育方針を同じ権利で決定するは54%の支持があった。この平等性とパートナーシップがしばしば家庭内の子どものしつけや教育などに混乱をきたしていることもまた事実で

ある。しかし現実の家庭においては、人格による一方の優位性や、ある特定の領域についてどちらかが指導力、決定力をもつということが多く、伝統的、家長的考え方と、近代的対等的考え方が共存する場合が多い。

(10) 結婚の安定性

離婚数の増加はこの100年間に4倍になっている。前の「結婚と親性の調査」で56%が自分たちの結婚は安定していると述べ、32%が一応安定しているが時折の緊張を含むといい、9%が結婚を脅やかすほどの大きい緊張と困難を含んでいると述べている。階層別にみれば、安定しているというのは農家に多いが、自営業、自由業の場合にはむしろ少なく、かれらの場合には2番目の状態が最も多い。結婚の不安定性が家庭生活、とくに子どもの教育に及ぼす影響は非常に大きい。

(11) 婦人の就労

男女同権、夫と妻の対等な身分などの結果として婦人の就労はますます増えている。1950年に比べて1965年は14歳以下の子どもをもつ母親の就労状態は約3倍に增加了。就労の第1の原因はなんといってもやはり経済

的理由で、15歳以下の子どもがいて、就労している母親の場合は約半数がその収入を直接家計にあてている。父親欠損家庭ではその90%以上は母親が働いている。

(12) 家族の余暇利用

休日、余暇を家庭で家族と一緒に過ごそうとする傾向は高まっている。余暇を家族一緒に過ごそうとする希望は主として両親の側に強いが、その実現は家族の大きさ、子どもの年齢、父親（または母親）の職業、地位等により制限される。

(13) 子どもの教育

職業教育を含めて子どもの教育についての親の理解はまだ決して十分ということはできない。前の調査で「娘の職業教育は息子のそれと同じように大切である」と主張する母親は全体の63%にすぎない。1964年の国勢調査によれば、中学卒業までの学歴では男女間に相違はないが、大学入学資格修得の段階では取得者は男子が5.5%を占めるのに対し女子は2.5%に過ぎず、職業教育や職業見習制度をせんぜん経験していない女子は25%にのぼり同じ男子の2倍以上となっている。

(14) 家族の大きさと子どもの教育方針

家族の大きさと子どもの上級学校進学との間には明らかな関係がある。子どもの少ない家庭の子どもたちはそれだけ多く進学のチャンスをもっている。しかし父親の職業などから考えて、家庭がいわゆる高い社会階層に属している場合には家庭における子どもの数と、上級学校進学とのあいだの関係は必ずしも成立たない。

(15) 家族の公的・社会活動への参加

家族の公的・社会活動への参加の意欲は一般に乏しく家庭中心的、マイホーム的傾向が強い。前の調査で自分の配偶者がなにかの公的活動を行なっていると答えたものは全体の20%にも満たない。とくに主婦や母親の公的生活への参加は非常に少ない。

Max Mingen, 1.Berichte der Bundesregierung über die Lage der Familie.

aus Jugendwohl 1968 No. 9 S. 303~312

(春 見 静 子 上智大学)